

① 計画の策定方針

1. 国土強靱化について

(1) 国土強靱化とは

大規模自然災害等に備えるため、**事前防災・減災**と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するもの。

(2) 国土強靱化の理念

- 東日本大震災等の教訓を踏まえ、必要な**事前対策**を計画的に実施
- 明確な目標を設定し、大規模自然災害等から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化する施策の現状を評価（脆弱性を評価）
- 現状の評価をもとに必要な**施策を策定**

2. 計画策定の背景

(1) 国の動向

- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の公布・施行（平成25年12月）
- 「国土強靱化基本計画」の閣議決定（平成26年6月）
- 国土強靱化関連予算にかかる配分方針の決定等（令和元年8月）

(2) 奈良県の動向

- 「奈良県国土強靱化地域計画」の策定（平成28年5月）

(3) 桜井市の動向

- 桜井市の社会情勢の変化及び防災対策の変更

② 計画の構成

I. 地域の特性

II. 国土強靱化地域計画策定にあたって

- 計画の位置づけ
- 計画期間
令和2年度から令和6年度

III. 基本目標

IV. リスクシナリオの設定

- 想定される災害（リスク）
- リスクシナリオの設定

V. 地域強靱化を推進するうえでの基本的な方針

VI. 施策ごとの推進方針

《別紙》 推進方針の具体的な施策

③ 計画の主な内容

(1) 基本目標【Ⅲ】

- 人命を守る
- 住民の生活を守る
- 迅速な復旧・復興を可能とする

(2) 想定される災害（リスク）【Ⅳの1】

- 内陸型地震（奈良盆地東縁断層帯） 最大震度7
- 海溝型地震（南海トラフ巨大地震） 最大震度6弱～6強
- 水害（大和川大水害（昭和57年））
- 土砂災害（紀伊半島大水害（平成23年））

(3) 基本目標に応じた施策と主な推進方針【Ⅳの2、Ⅵ】

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

- 空き家対策に必要な事業を継続的に実施する
- 県と共に内水対策や土砂災害危険箇所の対策を促進する
- 老朽化が進む市営住宅について、長寿命化等のための計画的な改修を行い、住宅ストックの改善を図る
- 耐震化が行われていない市立幼稚園や保育所の耐震改修を実施する
- 避難所に指定されている市立小中学校のトイレやその他設備の改修等を行う

2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

- 国、県と共に国道及び県道の整備を促進する
- 市道の整備を促進する
- 長寿命化計画に基づき、トンネル及び橋梁の改修を図る

3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

- 主要幹線道路（国道、県道、市道）の整備を進める
- 緊急輸送道路等の重要路線の橋梁の耐震化を図る

4 ライフラインの確保

- 上水道施設の耐震化を進める
- 下水道ストックマネジメント計画に基づく老朽化対策を実施する

5 二次災害の防止

- 貯水池やため池の改修や点検に努める
- ため池ハザードマップや防災重点ため池マップを策定する

6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

- 災害廃棄物発生量の推計、仮置き場の選別、処理方法等について検討する
- 一般廃棄物処理業者等との連携体制の構築に努める